

井谷島橋式

道路位置指定申請図

道路と附近土地の地名地番 練馬区谷原六丁目 297番6

幅員 4.00メートル 延長 117.25メートル 自動車廻転広場

構造図(平面図)

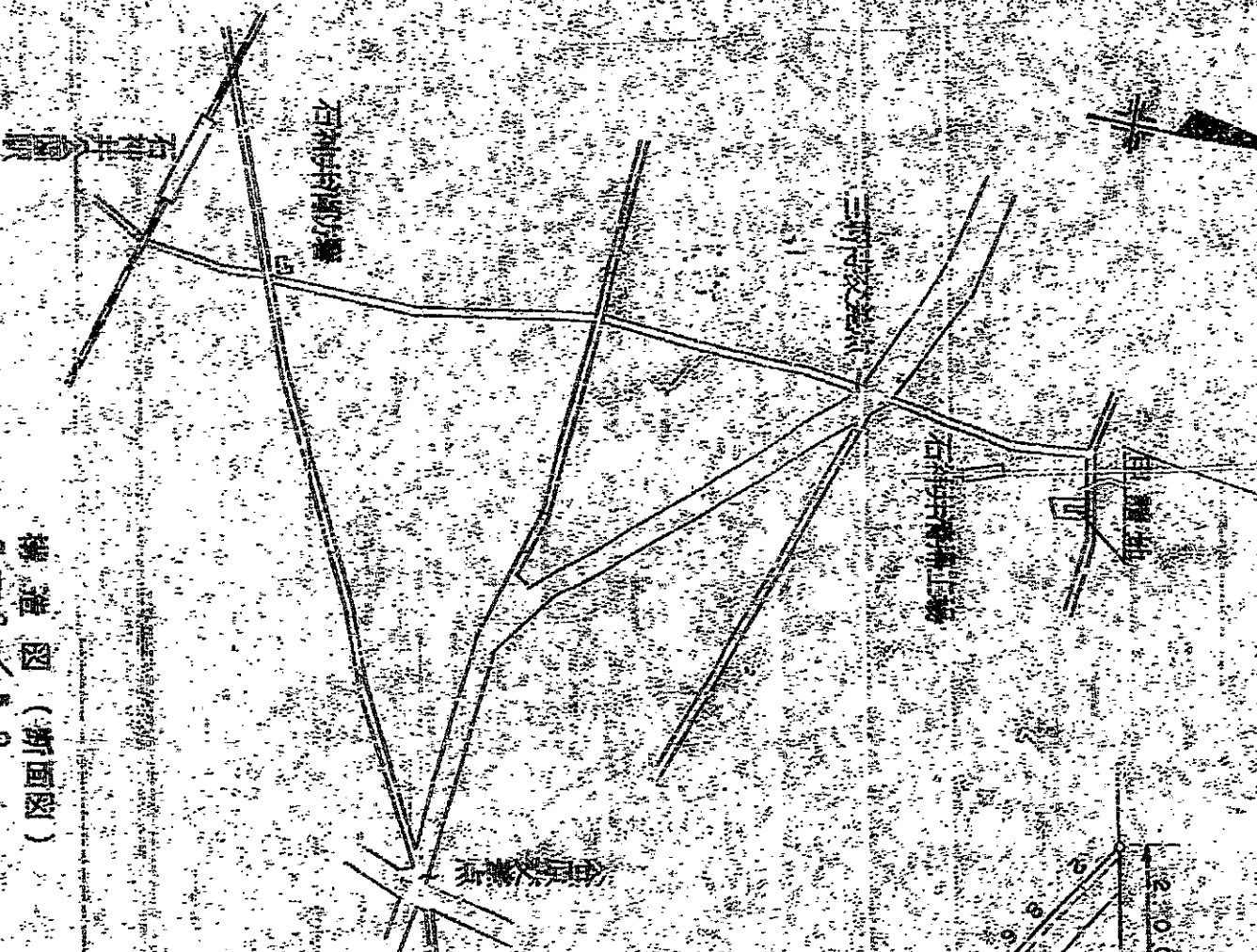
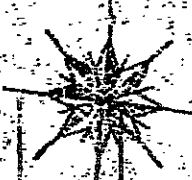
地籍
S=1/100

土支田丁目
谷原六丁目

付添見取図
S=1/20000

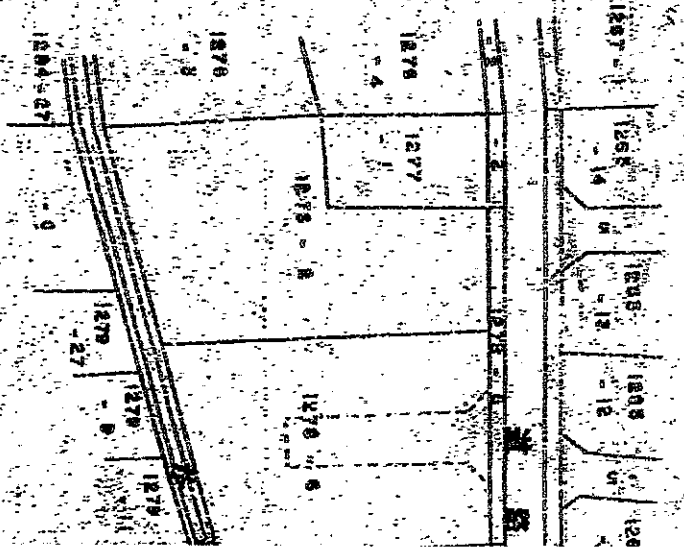
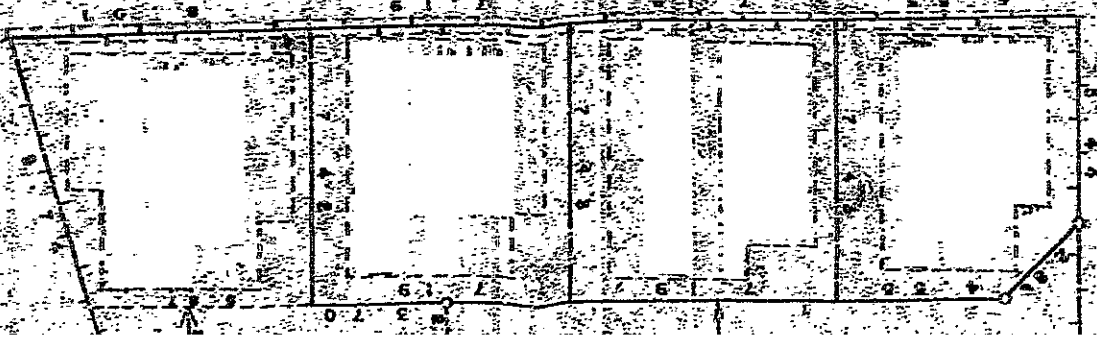
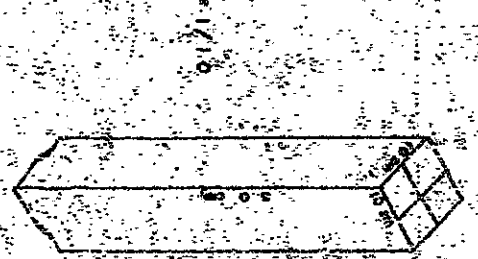
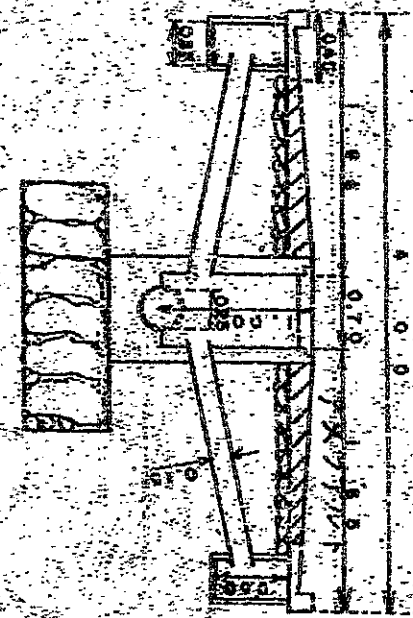


公道



構造図(断面図)

公図等
S=1/600



目 録 図

平方メートル

積	1/200
地 積 図	1/19000
付 近 理 取 図	1/19000
縮 小 率	1/100
尺 公 寸 縮 小 率	1/600

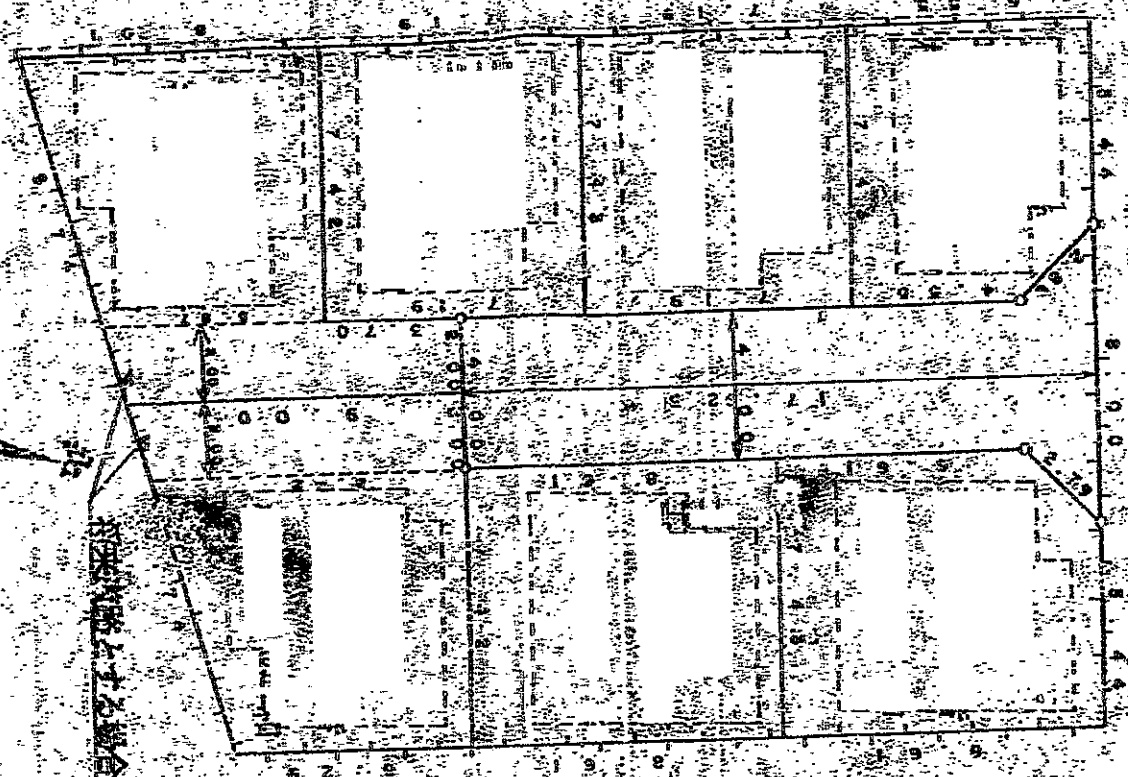
自動車廻転広場

地 籍 図

S 縮小率 1/200

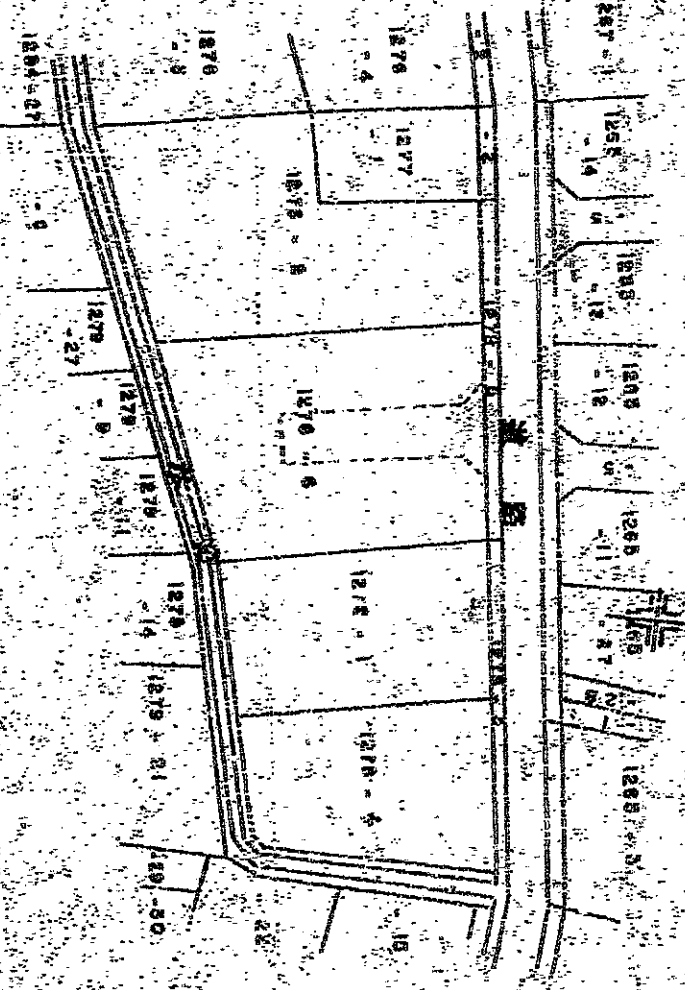


公 道



公道とされる場合の予定地

S 縮小率 1/600



水 道 格 の 位 置 の 指 定 履 歴 等 上 付 録	
令和5年9月	昭和50年
令和5年8月6日	指定年月日
102	番 号
第69号	第 号

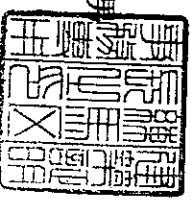
この図は原図の写しであることを証明します。
ただし個人情報に係る部分は除きます。

令和 元 年 8 月 19 日 練馬区長 前 川 耀 男

練建証第 802078 号

[指定年月日]

昭和 50 年 7 月 9 日 第 69 号



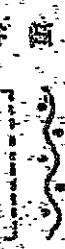
(注)



水路及び土堀



境界



建築物



植生



道路



水路



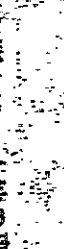
境界



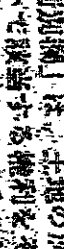
水路



境界



水路



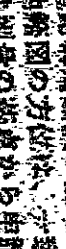
境界



水路



境界



水路

1. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。
2. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。
3. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。
4. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。
5. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。
6. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。
7. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。
8. (注) 本図中の「権利別荘」は、土地の所有者及びその土地またはその家屋敷の「権利別荘」たる権利をそれぞれ記入すること。これは五十年間について、取得する権利をそれぞれ記入すること。備後には、権利別荘の名称は別荘と併記する。本項を記入すること。申請の申請書及びその申請書の添付書類に「()」を記入すること。付近理取図、道路敷図及び土地の高低差がある場合は、その別荘の位置、道路敷図と地籍図の境界線から申請道路までの距離を記入すること。本項の記入は、別荘の位置を記入すること。

地積	2,200
坪単価	18,000
積算価格	39,600
増減	1,100
公積金	2,600

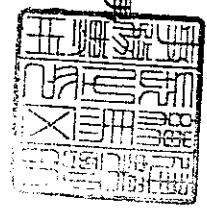
平方メートル

申請書の位置の指定	受理停止	台帳
令和5年8月6日	令和5年7月9日	
102	69	

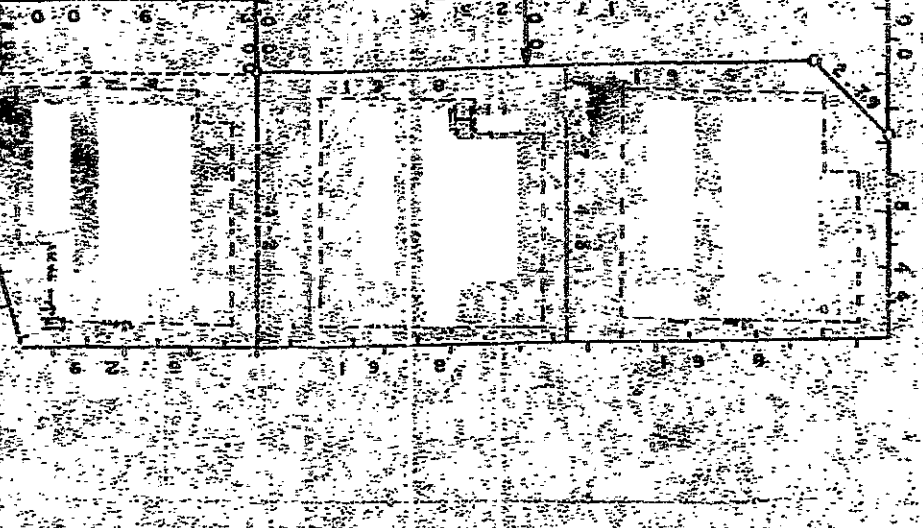
この図は原図の写しであることを証明します。
ただし個人情報に係る部分は除きます。

令和元年8月9日 練馬区長 前川 燿 男

練建証第 802078 号



【指定年月日】
昭和50年7月9日
第69号



建築工事の位置



- (注) 1. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 2. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 3. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 4. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 5. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 6. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 7. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 8. 本図中の「権利関係」は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建物物主は、本図中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。

練馬区練馬1-10-2 練馬区立練馬南小学校